

## 重要

事務連絡  
令和8年2月16日

各障害福祉サービス事業所等運営法人 御中

島根県健康福祉部障がい福祉課

島根県障がい福祉従事者処遇改善緊急支援事業費補助金に係る計画書等の提出について

平素より、障害福祉サービス事業所等の適切な運営に御尽力いただき厚くお礼申し上げます。

「島根県障がい福祉従事者処遇改善緊急支援事業費補助金」について、このたび県要綱及び提出様式を掲載しましたので、お知らせします。

当該補助金の取得を検討されている事業所におかれましては、以下の提出期限等をご確認いただき、期限までに提出いただきますようお願いします。

記

1 提出期限

令和8年4月15日（水）

2 提出様式等

法人単位で以下の書類をご提出ください。

- ・様式第1号 交付申請書
- ・別紙様式2-1（補助金\_総括表）
- ・別紙様式2-2（補助金\_個表）
- ・口座振替申出書、通帳の写し（必要に応じて提出）

※必ず県のホームページに掲載している様式でご作成ください。

【掲載場所】

トップ>医療・福祉>福祉>障がい者福祉>事業者向け 2 島根県障がい福祉従事者処遇改善緊急支援事業費補助金

[https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/syougai/jigyousha/syougaiservice/syogu\\_kinkyuushien.html](https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/syougai/jigyousha/syougaiservice/syogu_kinkyuushien.html)

3 提出先等

しまね電子申請サービス

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shimane/smart-apply/apply-procedure/4701161067481615133>

#### 4 留意事項

- ・ 今回の補助金は相談支援事業所（計画相談、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援）も対象となりますので、申請の際、漏れのないようお願ひいたします。
- ・ 現時点でのスケジュールは、6月初旬ごろ交付決定、6月下旬～7月上旬概算払の予定です。

#### 【お問い合わせ先】

福祉・介護職員等処遇改善等 厚生労働省・こども家庭庁コールセンター

電話番号：050-3733-0230

受付時間：9：00～18：00（土日含む）

島根県健康福祉部障がい福祉課

指導給付係 森合、小倉

[TEL:0852-22-5327](tel:0852-22-5327)

E-Mail: syogai-syogu@pref.shimane.lg.jp